

# 1. 公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

各種加算の正式な認定をするまでの請求方法については、以下のとおりとします

## 処遇改善等加算Ⅰ（6月末に認定予定）

保育所の区分	加算率の暫定的取扱い
既存園	令和3年度に認定された処遇改善等加算率を上限として、令和4年度の職員の平均勤続年数の見込等を踏まえた任意の率（8%以上）で請求
新設園(民営化及び認可化含む)	賃金改善やキャリアアップの取り組み予定を踏まえた上で、 <u>8%</u> で請求

## 処遇改善等加算Ⅱ（9月以降に認定予定）

保育所の区分	加算対象職員数の暫定的取扱い
令和3年度に本加算認定を受けた既存園	令和3年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求
令和3年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（民営化及び認可化含む）	<u>正式な認定をするまでの間は、請求できない</u> （正式な認定後、遡及して請求）

## 市処遇改善等加算Ⅱ（9月以降に認定予定）

全園、正式な認定をするまでの間は、請求できない（正式な認定後、遡及して請求）

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
3歳児配置改善加算	職員配置状況に応じて請求可	6月末
休日保育加算	前年度の利用実績に基づく「令和4年度休日保育加算の仮認定区分」により請求可	9月末
夜間保育加算	認定の必要がないため、該当園は請求可	認定不要
減価償却費加算	既に認定済みの園は請求できる。認定がされていない該当園は申し出により請求可	6月末
賃借料加算	新設園（認可化含む）と、既存園であっても定員や賃借料に変更があった場合には、「令和4年度賃借料加算の仮認定内容」に基づき公定価格上の賃借料加算有の園のみ請求可	9月末
チーム保育推進加算	認定までの間は、請求不可	8月末
副食費免除加算	該当児童の在籍をもって請求可	認定不要
分園減算	分園の場合に適用されるため手続き不要	認定不要
施設長未配置減算	施設長を配置していない場合に適用される	随時
土曜日閉所減算	土曜日に施設を閉所する場合にその日数に基づき請求	随時 <sup>2</sup>

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
主任保育士専任加算	延長保育、一時保育、病児保育、乳児3人以上受入のうち複数事業を行う園のみ請求可 障害児受入を含む複数事業の場合は障害児認定がされてから遡及して請求可	障害児保育費認定後 順次認定
療育支援加算	認定までの間は、請求不可	障害児保育費認定後 順次認定
事務職員雇上費加算	全園加算有として請求可	6月末
冷暖房費加算	全園加算有として請求可	認定不要
3月加算	高齢者等活躍推進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算については、認定までの間は、請求不可	2月末
栄養管理加算	職員配置状況に応じて請求可	6月末
旧市加算	旧市加算（市主任保育士専任加算及び障害児保育費を除く）については、全施設加算有で請求可 市主任保育士専任加算については、要件に合致する園のみ請求可 障害児保育費については、認定までの間は請求不可	市主任： 障害児保育費認定後 順次認定 障害児保育費： 夏頃と秋頃の2回に分けて認定 3

加算名	正式な認定をするまでの暫定的取扱い	認定時期（予定）
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合には、全施設請求可	認定不要
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求可、追加請求時に利用実績に基づき精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求可。障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは請求不可	認定不要
市職員雇用費等	職員配置状況に応じて請求可 ただし、産休等代替臨時職員雇用費については、都度、別途認定申請が必要	認定不要 (産休代替を除く)
嘱託医手当、入園前健康診断手当、歯科検診事業費	全園加算有として請求可 ただし、入園前健康診断は2月のみ請求可 歯科検診事業費は実施月に請求可	認定不要
市第三者評価受審加算、地域活動事業費	認定までの間は、請求不可	2月末
市休日保育加算(障害児受入分)	認定までの間は、請求不可	随時
市賃借料加算	公定価格上の賃借料加算と同様 ただし、市賃借料加算の上限額から公定価格上の賃借料加算を減じた額についてのみ請求可	9月末 <sup>4</sup>

## 2. 令和4年度の追加請求について

令和4年度の追加請求については、  
令和4年度処遇改善等加算率の認定がされた後の7月から行えるものとします。

